

## 一般社団法人電子情報通信学会規則

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 2 月 20 日理事会一部改正)

(平成 24 年 4 月 16 日理事会一部改正)

(平成 24 年 7 月 23 日理事会一部改正)

(平成 27 年 2 月 16 日理事会一部改正)

(平成 28 年 5 月 17 日 改正)

(2018 年 5 月 21 日 改正)

(2020 年 4 月 16 日 改正)

### 第 1 章 会員、称号及び入会

第 1 条 会員の種別、呼称及び資格は定款第 5 条による。他は本規則による。

第 2 条 大学卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる会員は正員とする。

2. 学生員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正員とする。

3. 正員として入会する者は、名誉員又は正員 1 名の推薦を要する。ただし、推薦者が身近にいない場合には、担当理事等が、提出された本会入会希望理由、研究分野及び略歴などの情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。

4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ、本会への貢献が大きい正員に対し、理事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準及び手続きは別途これを定める。

5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ、本会への貢献が大きいシニア会員に対し、理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェローの推薦基準及び手続きは別途これを定める。

6. 名誉員は別に定める基準により、理事会の決議を経て会長が推薦し、次期の社員総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。

第 3 条 文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、及びこれらに準ずる学校に在学する会員は学生員とする。

2. 前項に掲げる各学校及び大学院に在籍する正員は、本人の申し出により学生員となることができる。ただし、いわゆる勤労学生以外で、企業、団体、学校、その他組織・機関等に所属し給与等の報酬を得ている者（社会人学生）は、学生員にはなれないものとする。

3. 学生員として入会する者は、学生の身分を証明する書面の写しと、名誉員あるいは正員 1 名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員 1 名の推薦によることができる。

4. 第 2 条第 2 項によらず、学生員が当該学校を卒業又は修了後も、引き続き第 1 項に掲げる各学校あるいは大学院に在籍する場合は、学生の身分が継続することを証明する書面

を添えて申し出ることにより、学生員を継続することができる。

第4条 第3条によらず、文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（専攻科1年以下）、短期大学、専修学校、大学（学部3年以下）及びこれらに準ずる学校に在学する会員はジュニア会員となることができる。

2. ジュニア会員として入会する者は、名誉員あるいは正員1名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員1名の推薦、担当理事による入会希望理由の情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。

3. 未成年者がジュニア会員として入会する場合は、保護者の承諾を要する。

4. 会員資格の有効期間は、当該年度入会月から当該年度末までとする。会員資格の継続は本人への意志確認を行い、期日までに「継続」の意思表示がないもののうち、ジュニア会員の対象外となるものについては、任意退会とする。

## 第2章 入会金及び会費等

第5条 入会する者は、当該会員資格の初年度年会費等、及び入会金（基本年会費の20%に相当する額）を納めなければならない。入会は毎月1日付とする。ただし、次の場合は入会金を免除できる。

イ. 学生員として入会する者

ロ. ジュニア会員として入会する者

ハ. 理事会が認めた他学会の会員である者

ニ. 特別な事情があると理事会が認めた者

2. 購読会員、維持員の入会金はこれを要しない。

3. 年会費等には、基本年会費、第7条に規定するソサイエティ追加登録費及びグループ追加登録費、並びに別途規定する本会刊行物オンライン版の購読オプション料等が含まれる。これらは、入会時期、追加登録時期、あるいは購読オプション開始時期等によらず、一律とする。

4. 年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引1つだけを適用する。

第6条 年会費等と配布機関誌は次のとおりとする。

### イ. 正員

正員としての基本年会費は13,000円とする。正員には会誌（冊子体及びオンライン版）が配布され、また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。ただし、学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に、基本年会費を卒業等の後2年間に限り半額に割り引く（博士課程修了の者は除く）。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する正員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は7,000円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する正員の基本年会費について、シスターソサイエテ

ィ協定等に基づく割引をすることができる。

ロ. 学生員

学生員としての基本年会費は 4,500 円とする。学生員には会誌（オンライン版）が配布され、希望する場合は会誌（冊子体）も配布される。また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は 2,000 円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ハ. ジュニア会員

基本年会費は要しない。会誌（オンライン版）が配布され、希望するソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。なお、会誌（冊子体）は、希望するジュニア会員に対して有償（年額 3,000 円）で配布することとする。

ニ. 購読会員

基本年会費を 20,000 円とし、希望する者に会誌（冊子体）が配布される。また、会誌、論文誌、その他本会刊行物のオンライン版の少なくとも 1 つ以上を、別途定めるオプション料金で購読するものとする。

ホ. 維持員

1 口 45,000 円とし、所定の機関誌が配布される。

ヘ. 外国籍を有する正員、学生員に対してその居住する国または地域によって、基本年会費を 50%減額する支援を与えることができる。対象国、地域等の設定については別途定める。

ト. 名誉員、正員、及び学生員は、会誌及び論文誌以外で、本会が提供する本会刊行物のオンライン版を、別途定めるオプション料金で購読できるものとする。

第 7 条 名誉員、正員、及び学生員は、いずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により他のソサイエティに追加登録することができる。

イ. 正員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は 3,500 円とする。

ロ. 学生員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は 2,000 円とする。

2. グループに参加するものは、グループの定める追加登録費（年会費）を納めるものとする。

3. 年度途中では、ソサイエティの追加登録あるいはグループへの登録のみが可能であり、これらの登録削除やソサイエティの登録入替えは出来ないものとする。

第 8 条 名誉員及び退任した会長は、会費を要しない。

2. 当該年度において年齢が満 70 歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が 110 に達し、本人が 11 月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本

年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。

3. 当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費の減額を認めることができるものとする。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。
4. 災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることがある。

第9条 維持員を除く会員が納める年会費等は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

2. 同一組織等に所属する5人以上の名誉員、正員及び学生員が、あらかじめ責任者を定め、その責任者によって年会費等の納入、機関紙の配本等の事務手続きを一括して行う場合は、グループ扱いとすることができる。グループ扱いに関する細則については、別途定める。
3. 年会費等に過払いがあった場合、原則として翌年度以降の年会費等に充当し、返金は行わない。ただし、定款第9条に基づく任意退会時には、手数料3,000円を控除して残額がある場合、その残額を返金する。

第10条 年会費等の滞納が3か月以上に及ぶときは、当該年会費等が完納されるまで、機関誌の配布停止を含め対応する会員の各種権利を停止する。

2. 停止した機関誌は、年会費等を完納した場合でも、配布を受けられないことがある。

第11条 基本年会費の滞納が1年以上に及ぶときは、会員資格を喪失する。

第12条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。

2. 前項において、定款第9条に基づいて任意退会した者は、随時再入会を認めることができる。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。
3. 第1項において、定款第11条第1項イ号により会員資格を喪失した者は、過去の会費支払い義務不履行に対して別途定める追徴金を支払うことにより、再入会を認めることがある。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

第13条 年会費等は、年額1回納入とし、分割納入は出来ないものとする。なお、複数年分を一括納入することもできる。

### 第3章 役員、代議員

第 14 条 (削 除)

第 15 条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第 26 条による。

第 16 条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。本条でのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の役職に関する事項は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に関するものであり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第 26 条による。

第 17 条 副会長として、学術強化並びにそれらを活用した増収施策などに関連する事項の担当（学術強化担当と言う）と、学会運営・組織強化並びに学会財務などに関する事項の担当（学会運営・組織強化担当と言う）を置き、各 2 名ずつで分担する。

第 18 条 会長、次期会長及び副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。本条のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に適用される。

総 務 庶務、及び他理事の所掌に属さない事項

会 計 会計に関する事項

編 集 編集に関する事項

企 画 企画研究に関する事項

調 査 調査研究に関する事項

ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

次期ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

編集長 編集に関する事項

企画戦略室長 政策・運営に関する事項

規格調査会委員長 規格調査に関する事項

第 19 条 定款第 5 条第 2 項から 7 項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成要員となり、審議に参画し、議決権を行使する。

#### 第 4 章 編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長及び事務局

第 20 条 編集長は定款第 4 条イ号及びト号に係る事業を企画、実行するため必要な委員会を組織し主宰する。

2. 編集長は、編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
3. 会長は、理事会の決議を経て、編集を分担する理事を補佐するため、編集特別幹事を置くことができる。

第 21 条 企画戦略室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し、これを理事会に発議する。

第 22 条 規格調査会委員長は、定款第 4 条ハ号及びニ号を実行するために、必要な事業計画を立案し、実行するための規格調査会を組織し主宰する。

2. 規格調査会委員長は、調査理事と協議し、規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。

第 23 条 会長は、理事会の決議を経て、事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け、事務局の組織、人事を管掌する。

第 24 条 事務局長及び職員は有給とする。

第 25 条 本会の活動に係る重要事項に関し、業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは、事務局長がその企画・立案を行い、担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

## 第 5 章 役員候補者の選挙

第 26 条 役員候補者の選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。

第 27 条 役員候補者の選挙の投票の開票及びその計算は、会長の責任において行い、各得票数を決定する。

第 28 条 当選者は、得票数により会長が決定する。

2. 得票が同数である場合は、年長順によって当選者を決定する。

第 29 条 会長は、当選した役員候補者に対し、その旨を通知して、社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

## 第 6 章 委員会

第 30 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会をおくことができる。

第 31 条 前条による委員会に委員長を置く。

2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

第 32 条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第 33 条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第 7 章 事業計画及び収支予算、事業報告及び決算

第 34 条 次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。

第 35 条 当該年度の事業報告及び決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出す

ることを要する。

## 第8章 大会及び講演会、講習会等

第36条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。

第37条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年1回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。

第38条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。

その開催にあたっては、予算等について理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。

2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

## 第9章 機関誌、図書

第39条 会誌、論文誌(オンライン版)ならびに定期的に発行する印刷物及び印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。

第40条 毎月1回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。

第41条 各ソサイエティは論文誌(オンライン版)を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。

第42条 必要に応じ、電子工学及び情報通信に関する学理または応用に関する専門図書(印刷物及び印刷以外の媒体による発行物)を編集し、刊行する。

第43条 次のものに機関誌及び本会刊行の図書等を寄贈する。

イ. 国立国会図書館

ロ. その他理事会の決議によって定めたもの

第44条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。

イ. 電子工学及び情報通信に関する学科を有する大学

ロ. 電子工学及び情報通信に関する研究所

ハ. 関係学協会

ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

## 第10章 謝礼、謝金及び経費

第45条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。

第46条 本会の主催する講演会の講演者、機関誌への寄稿者、刊行図書の執筆者等に対し

ては、別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。

2. 本会の会議及び集会に出席した者に対し、別に定める基準により、交通費等の必要経費の一部を支給することができる。
3. 本会が主催し、または共催する研究会、国際会議、委員会等に出席した者に対し、謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い、各委員会、組織、会合等の開催責任者たる長の判断で支給することができる。
4. その他理事会において必要と認めた場合に謝礼を贈呈することができる。

## 第11章 表彰、奨励

第47条 電子工学及び情報通信に関する学術、または関連事業上特別の功労があった者、または重要な発明をなした者は、理事会の決議により表彰する。

第48条 電子工学及び情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は、理事会の決議により表彰する。

第49条 電子工学及び情報通信に関する学問及び技術の有益な研究をなす者には、理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

## 第12章 会計

第50条 毎月の収支状況及び資金現在高は、会計理事がこれを掌握し、四半期ごとにまとめて理事会に報告する。

第51条 各ソサイエティ及びグループの財務状況は、各ソサイエティの会長及びグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。

2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする

第52条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調書を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティ及びグループにおいても同様とする。

第53条 本会の会計処理は、法令、定款、本規則及び公益法人会計基準等に基づき、別に定める会計処理規程による。

## 第13章 支部

第54条 各支部に、次の支部運営委員を置く。

- |    |        |     |
|----|--------|-----|
| イ. | 支部長    | 1名  |
| ロ. | 支部庶務幹事 | 2名  |
| ハ. | 支部会計幹事 | 2名  |
| ニ. | 支部委員   | 若干名 |



なお、上記に加えて次期支部長1名を置くことができる。

次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ1年とし、委員としての任期は通算2年とする。

2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。

第55条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。

2. 支部長は、支部の事務を統括する。

3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。

第56条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。

第57条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。

第58条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。

2. 支部運営委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。

第59条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。

第60条 支部長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

#### 第14章 ソサイエティ等

第61条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第62条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。

2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。

第63条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。

2. ソサイエティ委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。

第64条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。

第65条 ソサイエティ会長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案に関しては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。

第66条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。

第67条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

#### 第15章 補則

第 68 条 本規則の改廃は、理事会が行う。

第 69 条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

付 則

1.この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

付 則

1.この規則の改正は、平成 24 年度会費から適用する。

付 則

1. この規則の改正は、平成 24 年 7 月 23 日から適用する。
2. 但し、第 2 条第 5 項(フェロー称号贈呈)について、平成 27 年までは、正員を対象とすることができる。

付 則

1. 平成 27 年 2 月 16 日の改正は、改正日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日に遡及して適用する。

付 則

1. 平成 28 年 5 月 17 日の改正は、改正日から施行する。
2. 平成 28 年度の体制においては、新任副会長 2 名（在京／地方選出）は、在京選出副会長は学術強化を、地方選出副会長は学会運営・組織強化を担務する。
3. 下記の変更については、平成 28 年 6 月 2 日開催予定の定時社員総会における准員廃止の定款変更の承認を停止条件とする。
  - ・第 4 条：削除
  - ・第 6 条：ハ号の削除、へ号の「准員」削除、二号・ホ号・へ号の号記号変更
  - ・第 7 条：ハ号の削除、二号の「准員」削除と号記号変更

付 則

1. 2018 年 5 月 21 日の改正は改正日から施行するものとし、下記第 2 項に示すものを除き施行日から適用する。
2. 本改正により、会員種別、会員サービス及び年会費等に関する条件変更があるもののうち、2018 年度中は移行期間となるものについては、2018 年度は本改正前の各条件で継続運用するものとし、適用は 2019 年 4 月 1 日からとする。

付則

1. 2020 年 4 月 16 日の改正は 2020 年 6 月 4 日に開催予定の定時社員総会における定款変更の承認を停止条件とし、同定時社員総会の終結後、施行する。